

徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成30年12月20日（木） 15時15分から書類審査
15時30分から開会

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 保留案件の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第5号議案 | 非農地証明願の審議について |
| 第6号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| 第7号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |
| 第8号議案 | 農地移動適正化あっせん事業の調整不調による買入協議要請について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地利用配分計画の許可の報告について
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第18条第6項の処理について
6. 転用届出の訂正について（4・5条届出）
7. 転用届出の取消について（4条届出）

4 出席委員

農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 16名

- 2番 橘 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 19番 市岡 沙織

農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 8名

- 1番 井川 洋二
- 2番 石田 哲治
- 4番 岸野 重幸
- 5番 谷野 勝
- 6番 桑野 欣伸
- 12番 板東 美佐緒
- 14番 兼田 博行
- 17番 野口 芳久

平成30年12月20日 15時15分から書類審査

徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長 ただ今から、平成30年12月徳島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える16名が出席しており、会議が成立しております。
欠席の届出がありました委員は、1番、岸本 昇委員、8番、西 一委員、18番、朝田 三郎委員です。
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、2番・橘 榮一委員、12番・森 政雄委員にお願いします。
それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決いたしますので、よろしくお願いいたします。
では、第1号議案、保留案件となっております、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、保留案件の審議についてご説明します。
議案書1ページをお開きください。
まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。
1番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場へ転用するものです。
11月の総会開催の時点で、土地改良区からの意見書の添付がなかったため、事業計画の実現が不透明となったため、保留となっておりましたが、現在は、地元の土地改良区からの排水同意、水利組合からの排水同意の書面の提出があり、確認がとれております。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、譲受人は、建築業を営んでいますが、職人が資材置場を探しており、営業に適したこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。
第1号議案は以上1件で、田のみ300.60㎡。
転用目的の内訳は、駐車場・資材置場用地300.60㎡です。
以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。
それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。
第1号議案の保留案件の農地法第5条の規定による許可申請は、本案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については本案件を議案書のとおり許

可することに決定いたしました。

では、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、241aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのこと。です。

2番から4番は、譲渡人が同一のため、まとめて説明させていただきます。同一世帯内で、贈与により農地3筆の所有権が移転されるものです。3件ともに、譲受人の耕作面積は許可後も変わらず96aで、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのこと。です。

5番は、譲渡人から譲受へ、調停調書に基づく共有物分割により、農地6筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、61aに至り、譲受人は対象地において、季節野菜の栽培を行うとのこと。です。

6番は、同一世帯内で、贈与により農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず68aで、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのこと。です。

第2号議案は以上6件で、対象地は、田11, 377㎡、畑582㎡、計11, 959㎡です。

ご審議をよろしくをお願いします。

議長

事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、申請人が、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、

自宅から近い場所で効率よく管理ができ、日射量が十分確保できる申請地を、太陽光発電施設として有効活用することを計画しており、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、申請人が、仮設露天駐車場に一時転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、申請地北隣の自宅を後援会事務所として使用する予定であり、その駐車スペースを確保するため、申請地を一時的に活用することを計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、申請人が、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、自宅兼事務所で建設業を営んでおり、自宅から近く建設資材の管理に適することから、申請地の活用を計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

第3号議案は以上3件で、田が1、166㎡、畑が1、542㎡の計2、708㎡です。

転用目的の内訳は、駐車場・資材置場1、542㎡、その他施設用地1、166㎡です。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については、全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル560枚、出力125.00kW規模のもので、事業費総額2,300万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,500㎡を越えており大規模なため、今月7日に多家良地区の委員さん3名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

2番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在、土木建築工事業、水道工事業等を営んでいます。現在使用している資材置場が手狭になったため探していたところ、利便性も良いことからこの地に計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月7日に多家良地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

3番から5番は、譲受人、事業内容等が同一のため合わせて説明させていただきます。これらの案件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、不動産業等の業務を行っておりますが、業務拡大とともに新しく資材置場が必要な業者に賃貸借することと、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月7日に勝占地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

6番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、現在賃貸住宅に住んでおりますが、子供が産まれたとともに家財道具も増え手狭になってきたため、住宅の建築を計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

7番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、自動車販売業等を営んでおり、駐車場不足のためこの地に計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに造成済で今後は農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

8番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル1,680枚、出力420,00kW規模のもので、事業費総額8,283万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,500㎡を越えており大規模なため、今月10日に入田地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

9番、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、ガーデニング、エクステリア工事業等を営んでおりますが、資材置場が手狭となったため探していたところ所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

10番、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、建築工事業等を営んでおりますが、資材置場が手狭となったため探していたところ所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

11番は、譲受人が所有権の移転を受けて、漁家住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、川内漁協に所属しており、近隣で建築用地を探していたところ話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

12番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル192枚、出力63.63kW規模のもので、事業費総額1,300万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

13番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、現在親と同居しておりますが、家財道具も増え手狭になってきたため、住宅の建築を計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

14番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天貸資材置場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、不動産業等を営んでいますが、取引先が露天資材置場を探しており、その業者と賃貸借することで話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月10日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

15番と16番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、15番は、太陽光パネル340枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,820万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、16番は、太陽光パネル440枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額2,520万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

17番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、不動産業等を営んでいますが、取引先が露天資材置場を探しており、その業者と賃貸借することで話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月10日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

第4号議案は、17件で、田14,677㎡、畑5,267.99㎡で、計19,944.99㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地1,529㎡、駐車場・資材置場用地7,866㎡、その他施設用地10,549.99㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、1番と2番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の橘委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

橘委員

今月7日の午前10時から、1番と2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。まず、1番案件についてです。参加者は、井川推進委員、石田推進委員と私の委員3名、転用者側1名、事務局2名の6名です。場所は、渋野保育所から西へ約150mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権の設定をして太陽光発電施設に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、昨年11月に除外になっているとのこと。土地の造成については、クラッシャーを敷きつめて整地し、周囲をフェンスで囲み太陽光パネルを設置するとのこと。排水については、雨水のみで地下浸透で計画地内で処理する予定ですが、大雨のときは既存の水路に排水する計画で、地元の水利組合、土地改良区と協議は整っております。

次に2番の案件についてです。参加者は岸本委員、井川推進委員、石田推進委員と私の委員4名と、転用者側3名、事務局2名の9名です。場所は、丈六寺から北西約600mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権の設定をして露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、当初から除外になっているとのこと。土地の造成については、現状で整地し、良質の山土で盛土をし、水路壁より20cm下げて仕上げ、水道管資材、再生砕石等の資材置場とする計画です。排水については、雨水のみで仮設沈砂池を一カ所設置して地下浸透で処理する計画ですが、処理しきれない分は東側の既存の水路に排水する計画であるとのこと。地元の水利組合と協議は整っております。ただ、この申請地は、長年、耕作放棄地であったため、非農地と判断してもらいたい旨の依頼があり、協議の結果、非農地には該当しないとされた農地であります。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているのであれば、多家良地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。続きまして、3番から5番案件の地区審査に参加していただいた、勝占万地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員

今月7日の午後1時30分から3番から5番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は野口委員さん、岸野推進委員さん、大平推進委員さんと私の委員4名と、転用者側3名、事務局2名の9名です。場所は、大松小学校から北西へ約100mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない、小規模の農地で、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権の移転をし、露天資材置場に転用しようとするもので、事業計画全体の面積は、2,042㎡になります。また、農振法の除外については、今年11月に除外の公告がなされているとのこと。事業の計画については、譲受人は、不動産業等を営んでおり、近年、事業規模の拡大に伴って徳島市南部で新たに資材置場を必要としている取引先に賃貸借することとなり、今回の申請になったとのこと。土地の造成については、西側市道を進入路とし、市道の高さまで盛り土し、境界より内側に控えて土羽による押え盛り土を行い整地して、周囲の農地や道路

へ影響がないようにする計画とのことです。排水についてですが、雨水のみで地下浸透、処理しきれない分は、西側の既存の水路へ排水するとのことです。用水を管理する地元の土地改良区、協議会とは協議を整え、同意を得ております。また、小学校の通学路となっていますので、登下校時は安全対策をとるよう転用者側に指示しました。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で転用許可となる条件も満たしておりますので、勝占地区の委員は一致して、許可することに、やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。続きまして、8番案件の地区審査に参加していただいた、入田地区の森委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

森委員

8番案件につきまして、地区審査を実施しましたので、ご報告いたします。申請内容は事務局から説明があったとおりです。12月10日午前10時より現地におきまして、板東推進委員と私、事務局2名、転用者は土地所有者と設置業者と行政書士がそれぞれ1名の合計7名が参加し、太陽光発電施設設置のための地区審査を実施しました。太陽光発電施設の案件としましては、今回のものは規模が大きく、しかも苗木の産地としての優良農地であることから、委員としての意見を述べさせて頂きたいと考えています。私は日頃から農業を発展させ、農地を守り、食糧自給の向上を計ることが農業委員の使命であり、本務であると肝に銘じ、活動してきました。こうしたことから今回のような調整地域の優良農地の大規模な太陽光施設への転用は真に遺憾に感じる所存でございます。太陽光発電はご承知のように、国の再生エネルギー政策の中心を為し、奨励されているのは十分承知していますが、優良農地を潰すまでして建築しないといけないのかと、大いに疑問を感じます。太陽光パネルの耐用年数は約20年と言われております。即ち20年を経過すれば、廃棄物となります。農地転用の許可要件には、廃棄物になった時の撤去・処理方法が謳われておりません。公表されている資料から太陽光パネルの一般的組成を調べれば、ヒ素などの劇薬、六価クロム等の重金属が含まれており、安価な中国産の太陽光パネルは非常に危険な物質が含まれています。廃棄物となったパネルを適正に処理できない状態、すなわち設置者の倒産や設置により放棄された場合は、農地の汚染に繋がるという重大な影響を禁じ得ません。現行では残念ながら、法的拘束力はありません。太陽光発電施設の許可条件である設置資金が確保されているか、汚水排水は問題無いか、近隣農地への悪影響は無いかを検討してみました。建設資金は預金残高証明が添付されており、問題ありません。排水雨水は排水路を設けない自然排水ですが、所属の用水組合の同意書も添付されています。当地は鮎喰川河川敷でありまして、砂利が深く堆積することから、水はけが非常に良いということで、植木や苗木に適した土地でありました。従いまして、大雨以外は自然浸透するものと想定されます。次に近隣農地への影響ですが、第一に雑草の繁茂が想定されますが、頻繁に草刈を実施し、管理を徹底するとのことでした。また、感電事故の防止につきましては、1.8mのネットフェンスで周囲を囲むとのことでしたが、鹿が頻繁に出入りする地域であり、容易に飛び越えられる恐れがあります。よって、より高いフェンスの設置を要望したところ、出来る限り高くするとの回答を得ております。また肝心の土壌汚染への対策も、所有者・設置者に質問したところ、所有者は廃棄物となった場合には設置者の責任で適正処理を行うことを契約条項に追記して契約をしたいとのことでした。設置者側からは即答できませんが、東京本社に帰り善処するとの回答がありました。

以上のことから、真に不本意ではありますが、現行の転用基準を全て満たしていることから、要望したことを順守することを期待し、許可はやむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして、14番と17番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月10日の午前11時15分から14番と17番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は野口推進委員さんと私の委員2名と、転用者側3名、事務局2名の7名です。最初に14番の案件についてです。場所は、南井上小学校から南東に約700mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、新規事業を計画している取引先に露天資材置場として賃貸借しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の11月に除外されているとのことです。土地の造成については、市道の高さまで盛土し、砕石で仕上げる計画とのことです。排水についてですが、雨水のみで地下浸透及び北側と西側の既存の水路に排水するとのことです。排水の同意についてですが、地元の水利組合より、同意を得ております。

次に17番の案件についてです。場所は、南井上小学校から南東に約800mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、現在保有している資材置場が満杯で手狭になったため探していた取引先に露天資材置場として賃貸借しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の11月に除外されているとのことです。土地の造成については、市道の高さまで盛土し、砕石で仕上げる計画とのことです。排水についてですが、雨水のみで地下浸透及び南側と西側の既存の水路に排水するとのことです。排水の同意についてですが、地元の水利組合より、同意を得ております。今回の転用許可申請については、周辺の農地に対する被害防除措置についても問題はなく、許可相当となる条件を満たしておりますので、南井上地区の委員は一致して許可やむを得ないのではないかと、ご心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から7番案件と9番から17番案件を議案書のとおり許可すること、8番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第4号議案については1番から7番案件と9番から17番案件を議案書のとおり許可すること、8番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第5号議案 非農地証明の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地証明願の審議についてご説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

すべての申請について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、昭和47年頃から倉庫が建っており、既に20年以上が経過しています。現在は台風被害により、外壁や屋根部分が剥がれた状態ではありますが、現在に至るまで、農地としては機能しておりません。非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

第5号議案は以上1件で、対象地は田52㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第5号議案の非農地証明の審議については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第5号議案については、本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議についてご説明します。

議案書の8ページからをご覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第6号議案は以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。

第7号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

議案の説明に先立ち、議案書の訂正をお願いいたします。議案書14ページをお開きください。14ページの33番を継続としておりますが、新規の契約でございました。これに伴い、議案書18ページの集計欄の新規の件数が18件、再設定が39件に訂正をお願いします。大変失礼いたしました。

それでは第7号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書10ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

今月は新規設定が17件、再設定が40件で合計57件となっております、そのうち、賃貸借権が46件、使用貸借権が11件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～4番が多家良地区・7筆・4件、5番～15番が勝占地区・33筆・11件、16番が上八万地区・3筆・1件、17番・18番が応神地区・5筆2件、19番～39番が川内地区40筆・21件、40番～43番が国府地区・6筆・4件、44番～48番が南井上地区・10筆・5件、49番～57番が北井上地区・15筆・9件、となっております。

利用権設定については以上で、田72筆72,032㎡、畑47筆63,871.98㎡の合計119筆135,903.98㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしくをお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。

第8号議案 農地移動適正化あっせん事業の調整不調による買入協議要請について、の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第8号議案、農地移動適正化あっせん事業の調整不調による買入協議要請について、ご説明をさせていただきます。

議案書19ページをお開きください。

本件は先月農用地の所有者からあっせんの申出がありましたので、地元農業委員さん、推進委員さんをあっせん委員として指名し、あっせんの調整を行いました。あっせん譲受け候補者がおりませんので、あっせん不調となりました。これにより、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規程に基づき農地中間管理機構に買入の協議を行っていただく旨の通知をするよう市長に対して要請しようとするものです。

第8号議案の説明は以上です。

ご審議を宜しくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。
それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。
第8号議案の農地移動適正化あっせん事業の調整不調による買入協議要請については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第8号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。
以上で付議案件の審議を終了します。
続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。
議案書20ページをお開きください。
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。
22ページに渡り9件受理しました。
23ページをお開きください。
2番は、農用地利用配分計画の認可の報告についてです。1件報告を受けました。
24ページをご覧ください。
3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。
25ページに渡り8件、受理しました。
26ページをご覧ください。
4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。
27ページに渡り11件受理しました。
28ページをご覧ください。
5番は農地法第18条第6項の処理についてです。5件受理しました。
29ページをお開きください。
6番は転用届出の訂正についてです。2件受理しました。
30ページをご覧ください。
7番は転用届出の取消についてです。1件受理しました。
報告事項の説明については以上です。
農地パトロールの結果を本日発送いたしました。
地区別の結果については取りまとめが終わり次第お渡ししますので、ご了承いただけますようお願いいたします。

議長 報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。
それでは、以上をもちまして、平成30年12月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。
次回は1月31日（木）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

（16時30分）